

円借款供与条件表
(2026年4月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たり GNI (2024年)	条件	適用金利	基準/ オプション	金利(%)	償還期間 (年)	うち据置 期間 (年)	調達条件
LDCかつ貧困国 ^(注1) (US\$ 1,135以下)					1.00	40	10	アンタイド
LDC 又は 貧困国 ^(注1) (US\$ 1,135以下)		ハイスpekク (注2: 以下同じ)	固定金利	基準	1.55	30	10	アンタイド
				オプション1	1.40	25	7	
				オプション2	1.25	20	6	
		優先条件 (注3: 以下同じ)	変動金利 (注4: 以下同じ)	長期オプション	TORF+45bp	40	10	
				基準	TORF+35bp	30	10	
				オプション1	TORF+30bp	25	7	
			固定金利	オプション2	TORF+25bp	20	6	
				基準	2.95	30	10	
				オプション1	2.70	25	7	
		一般条件	変動金利	オプション2	2.45	20	6	
				長期オプション	TORF+55bp	40	10	
				基準	TORF+45bp	30	10	
固定金利	オプション1		TORF+40bp	25	7			
	オプション2		TORF+35bp	20	6			
	基準		3.05	30	10			
オプション1	2.80	25	7					
オプション2	2.55	20	6					
低・中所得国	US\$ 1,136 以上 US\$ 4,495 以下	ハイスpekク	固定金利	基準	1.80	30	10	アンタイド
				オプション1	1.65	25	7	
				オプション2	1.50	20	6	
				オプション3	1.35	15	5	
		優先条件	変動金利	長期オプション	TORF+85bp	40	10	
				基準	TORF+65bp	30	10	
				オプション1	TORF+55bp	25	7	
			固定金利	オプション2	TORF+45bp	20	6	
				オプション3	TORF+35bp	15	5	
				基準	3.40	30	10	
		一般条件	変動金利	オプション1	3.10	25	7	
				オプション2	2.80	20	6	
				オプション3	2.50	15	5	
			固定金利	長期オプション	TORF+105bp	40	10	
				基準	TORF+85bp	30	10	
				オプション1	TORF+75bp	25	7	
		オプション2	TORF+65bp	20	6			
		オプション3	TORF+55bp	15	5			
基準	3.60	30	10					
オプション1	3.30	25	7					
オプション2	3.00	20	6					
オプション3	2.70	15	5					
中進国以上	US\$ 4,496 以上	ハイスpekク	固定金利	基準	2.00	30	10	アンタイド
				オプション1	1.85	25	7	
				オプション2	1.70	20	6	
				オプション3	1.55	15	5	
		優先条件	変動金利	長期オプション	TORF+105bp	40	10	
				基準	TORF+85bp	30	10	
				オプション1	TORF+75bp	25	7	
			固定金利	オプション2	TORF+65bp	20	6	
				オプション3	TORF+55bp	15	5	
				基準	3.60	30	10	
		一般条件	変動金利	オプション1	3.30	25	7	
				オプション2	3.00	20	6	
				オプション3	2.70	15	5	
			固定金利	長期オプション	TORF+125bp	40	10	
				基準	TORF+105bp	30	10	
				オプション1	TORF+95bp	25	7	
		オプション2	TORF+85bp	20	6			
		オプション3	TORF+75bp	15	5			
基準	3.80	30	10					
オプション1	3.50	25	7					
オプション2	3.20	20	6					
オプション3	2.90	15	5					
STEP ^(注5)			固定金利	基準	1.10	40	10	タイド
コンサルティングサービス	コンサルティングサービス部分の金利は1.10%(ただし、LDCかつ貧困国向けのコンサルティングサービス部分の金利は1.00%)とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。							
プログラム借款オプション	協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。							
<p>(注1) LDCかつ貧困国がLDCかつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。</p> <p>(注2) ハイスpekク借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討)。</p> <p>(注3) LDC又は貧困国以上の所得階層で優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野(公衆衛生危機スタンバイ借款を含む)、防災分野及び人材育成分野。</p> <p>(注4) TORF(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の下限金利は0.10%とする。中進国以上は固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。</p> <p>(注5) STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイド借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP対象国は、OECD公的輸出信用アレンジメント上タイド借款が供与可能な国。ただし、LDC(国連開発計画委員会のLDCリスト掲載ページを参照)を除く。</p> <p>(注6) 災害復旧分野(災害復旧スタンバイ借款を含む)は所得階層にかかわらず1.10%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンバイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。</p> <p>(注7) EPSA(アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ)ソブリン向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用(ただし、LDCかつ貧困国については、1.00%、40年(10年)を適用)。</p>								